

第123期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットまたは郵送による議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8343/>



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第123期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いです。

当行グループは、2030年を展望する秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』を掲げ、この目指す姿へ到達するための第2フェーズとして、2025年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画を進めております。

中期経営計画では、お客さまや地域の課題解決と、金融が持つ力を最大限に発揮することによる「価値共創ビジネスモデルの確立」、地域資源の磨き上げを通じて新たな付加価値を生み出す「地域資源の練磨と高付加価値化」、これらの実現にあたり最も重要な経営資本の厚みを増すための「人的資本の充実」の3つを基本方針として取組みを推進し、ステークホルダーとともに地域と当行グループの持続的成長と企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆さまには、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

取締役頭取 芦田 晃輔

目次

招集ご通知

招集ご通知	3
秋田銀行の株主総会の流れ	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	16
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任 の件	20

第123期事業報告	27
-----------	----

計算書類	52
------	----

連結計算書類	55
--------	----

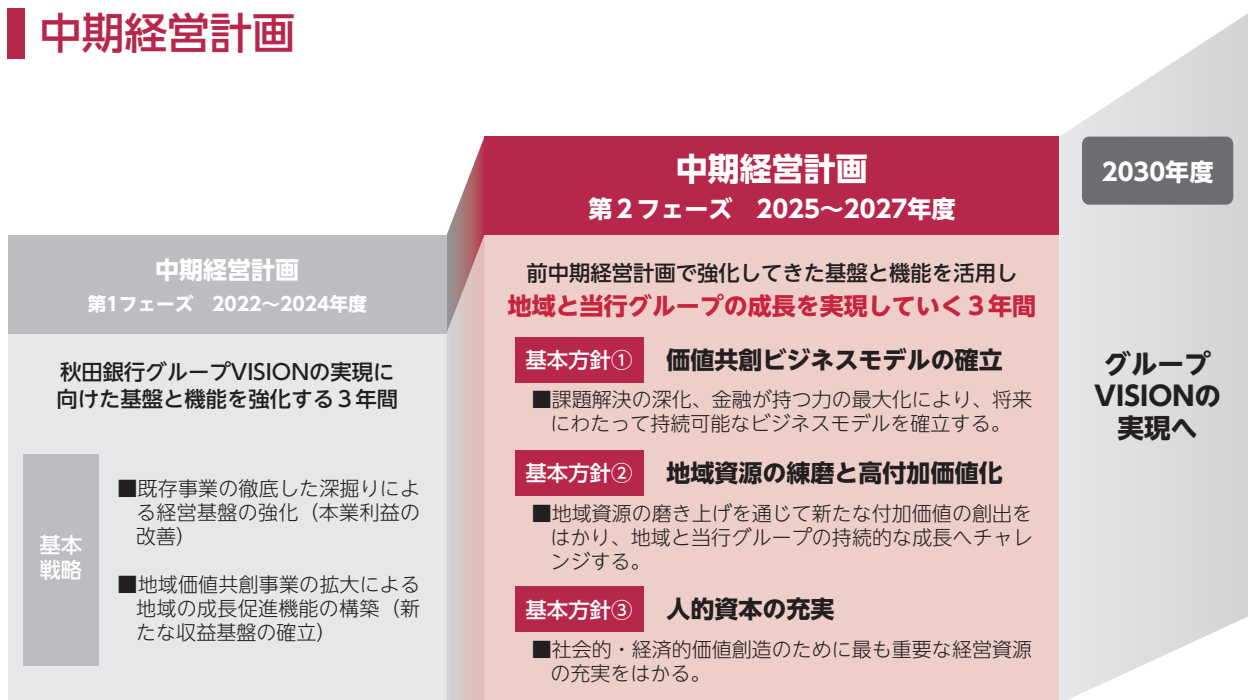
監査報告	57
------	----

秋田銀行グループVISION

価値をつくる。未来へつなぐ。

地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、将来にわたる豊かな地域の実現にチャレンジし続けます。

中期経営計画



中期経営計画で目標とする経営指標

	第1フェーズ		第2フェーズ	
	2024年度（実績）	…	2025年度（実績）	前年度比 … 2027年度（目標） ^(注)
当期純利益（連結）	56億円	…	76億円	+20億円
ROE（連結）	3.44%	…	4.59%	+1.15 P
OHR（単体・コア業務利益ベース）	64.33%	…	53.89%	▲10.44%
自己資本比率（連結）	11.97%	…	11.26%	▲0.71%
お客さまサービス等利益	19億円	…	40億円	+21億円
				100億円以上
				5.0%以上
				60%未満
				11%程度
				50億円以上

(注) 2026年5月一部修正後の目標

証券コード 8343
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号
株式会社 **秋田銀行**
取締役頭取 **芦田 晃輔**

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第123期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



また、電子提供措置事項は当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「秋田銀行」または証券「コード」に「8343」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東京証券取引所
ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)】





<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または議決権行使書面（郵送）により、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月24日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時		2026年6月25日（木曜日） 午前10時
2 場 所		秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
3 株主総会の 目的事項	報告事項  決議事項 	(1) 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使について		(1) インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、 前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネ ット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認ください。 (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着す るようご返送ください。 なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取 扱いさせていただきます。 (3) 重複行使のお取り扱い インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権行使をされた場合は、インタ ーネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によ り複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以 上)


株主総会資料の電子提供制度について

- 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
- 本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

秋田銀行の株主総会の流れ

1 株主総会開催前 招集通知到着後から2026年6月24日（水曜日）まで

開示書類を見る

- 当行ウェブサイト 株主総会ページ <https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/> 
- 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show> 



スマートフォンで招集通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8343/>



事前に議決権を行使する

下記いずれかの方法にて事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使

行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時**まで



パソコン

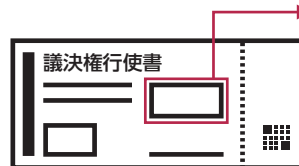


スマートフォン

▶ 詳細は7頁参照

書面（郵送）による議決権行使

行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時**到着分まで



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使のお取扱いについて

- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- 書面（郵送）による議決権行使の場合、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

② 株主総会当日

ご来場される方



場所

当行本店10階大会議室

秋田市山王三丁目2番1号

※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。

日時

2026年6月25日(木曜日)

午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。)
- 本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

③ 株主総会后



議決権行使結果 を見る



株主総会の模様を 事後配信で視聴する

※2026年7月下旬配信予定

以下よりご覧いただけます。

秋田銀行 株主総会

検索

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



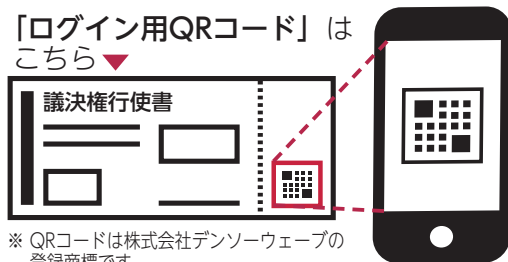
インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

パソコン、スマートフォンから、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

「ログイン用QRコード」は
こちら▼



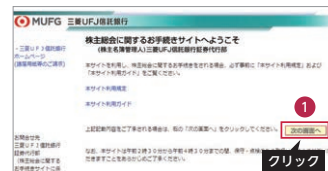
！ ご注意

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

パソコンの場合

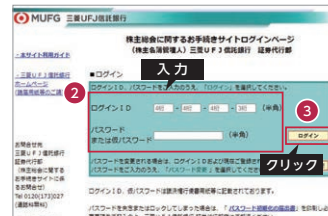
(ログインID・仮パスワードを入力する方法)

議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027** 受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の
みなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、健全経営と円滑な資金供給に必要な内部留保の充実に努め、かつ、安定的な配当を維持することを基本方針としており、この基本方針のもと、利益成長を通じた1株当たりの配当金の増加を目指しております。

第123期の期末配当および剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき 金100円 (前期末配当と比べ40円増配) 総額 1,797,947,300円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金175円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年6月26日

2 別途積立金の積立に関する事項

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	4,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	4,000,000,000円

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い適切に指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	あしだ こうすけ 芦田 晃輔 再任	取締役頭取（代表取締役）	14回／14回 (100%)
2	みなかわ つよし 皆川 剛 再任	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
3	みうら ちから 三浦 力 再任	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
4	ほさか ひであき 保坂 英明 再任	取締役常務執行役員	11回／11回 (100%)
5	かきざき たまさ 柿崎 環 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	13回／14回 (92%)
6	いとう ゆたか 伊東 裕 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
7	えばた よしあき 江畑 佳明 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
8	たなか りさ 田中 里沙 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)

(注) 取締役候補者の保坂英明氏は、2025年6月25日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

候補者番号 **1**

芦田 晃輔 (あしだ こうすけ)

再任



生年月日
1971年10月12日生
所有する当行の株式の数
2,200株
取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2021年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2014年 6月	同 能代南支店長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長兼サステナビリティ推進室長
2016年 6月	同 経営企画部次長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員
2017年 6月	同 経営企画部次長兼業務改革室長	2024年 6月	同	代表取締役頭取 (現任)
2019年 4月	同 経営企画部副部長兼業務改革室長			
2019年 6月	同 執行役員人事部長			
2020年 6月	同 取締役執行役員人事部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2024年6月に取締役頭取に就任し、当行の経営課題への対応や中長期的な成長戦略の推進を指揮してきました。

豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2**

皆川 剛 (みなかわ つよし)

再任



生年月日
1967年7月2日生
所有する当行の株式の数
2,100株
取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2019年 6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長
2010年 6月	同 経営企画部部長代理	2020年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2011年 6月	同 札幌支店長	2021年 6月	同	取締役常務執行役員
2014年 6月	同 本荘支店長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2017年 6月	同 執行役員地域サポート部長			
2018年 6月	同 執行役員地域未来戦略部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2023年6月に取締役専務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や、人事・営業部門等の強化に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3**

三浦 力 (みうら ちから)

再任



生年月日

1967年4月19日生

所有する当行の株式の数
2,700株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2019年 6月	同	執行役員地域未来戦略部長
2009年 6月	同 秋田東中央支店次長	2020年 6月	同	取締役執行役員地域価値共創部長
2010年10月	同 秘書室長	2021年 6月	同	常務執行役員地域価値共創部長
2013年 6月	同 本店営業部長代理兼融資課長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員
2015年 6月	同 湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長	2025年 4月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2017年 6月	同 県庁支店長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2025年4月に取締役専務執行役員に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4**

保坂 英明 (ほさか ひであき)

再任



生年月日

1968年9月7日生

所有する当行の株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月	当行入行	2020年 6月	同	執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長
2010年 1月	同 大曲支店次長	2022年 6月	同	執行役員審査部長
2012年 3月	同 東京支店次長	2024年 6月	同	常務執行役員審査部長
2015年 4月	同 鷹巣支店長	2025年 6月	同	取締役常務執行役員 (現任)
2017年 6月	同 土崎エリア統括土崎支店長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2025年6月に取締役常務執行役員に就任し、審査部門、事務・システム部門における経営課題への対応およびリスク管理態勢の強化に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **5**

柿崎 環 (かきざき たまき)

再任

社外 独立



生年月日
1961年1月16日生

所有する当行の株式の数
500株

取締役会への出席状況
13回/14回 (92%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|--------------------|----------|---------------------------------|
| 2009年 4月 | 東洋大学専門職大学院法務研究科教授 | 2020年 6月 | 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 (現任) |
| 2012年 4月 | 横浜国立大学国際社会科学研究院教授 | 2021年 6月 | 当行取締役 (現任) |
| 2014年 4月 | 明治大学法学部教授 (現任) | 2022年 6月 | 日本空港ビルデング株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) |
| 2016年 6月 | エーザイ株式会社社外取締役 | | |
| 2016年 6月 | 三菱食品株式会社社外取締役 | | |
| 2017年 6月 | 日本空港ビルデング株式会社社外監査役 | | |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 **6**

伊東 裕 (いとう ゆたか)

再任

社外 独立



生年月日
1957年6月3日生

所有する当行の株式の数
200株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|---------------------|
| 1981年 4月 | 全日本空輸株式会社入社 | 2019年 6月 | 同 取締役常務執行役員 |
| 2013年 4月 | 全日本空輸株式会社執行役員
州室長兼ロンドン支店長 | 2020年 4月 | 同 代表取締役副社長執行役員 |
| 2015年 4月 | 同 上席執行役員
州室長兼ロンドン支店長 | 2020年 4月 | 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員 |
| 2016年 4月 | 同 取締役執行役員 | 2021年 4月 | 株式会社ANA総合研究所代表取締役社長 |
| 2018年 4月 | 同 取締役常務執行役員 | 2022年 4月 | 同 取締役会長 |
| 2019年 4月 | ANAホールディングス株式会社
社上席執行役員 | 2023年 4月 | 同 顧問 (現任) |
| | | 2023年 6月 | 当行取締役 (現任) |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

航空運送事業を中心とする企業グループにおいて代表取締役を経験されております。2023年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにESG経営や法務等の幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

江畑 佳明 (えばた よしあき)

再任

社外 独立



生年月日

1962年7月18日生

所有する当行の株式の数
100株取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	北日本コンピューターサービス株式会社入社	2004年12月	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 (現任)
1995年 5月	北日本コンピューターサービス株式会社取締役	2007年 8月	株式会社秋田情報センター代表取締役 (現任)
1996年 6月	北日本コンピューターサービス株式会社専務取締役	2009年 6月	株式会社日情秋田システムズ取締役 (現任)
2001年 8月	株式会社秋田情報センター取締役	2024年 6月	当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋田県内を代表するシステム開発・販売事業会社の代表取締役を長年にわたり務めており、2024年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにIT・DXに関する高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

田中 里沙 (たなか りさ)

再任

社外 独立



生年月日

1966年11月14日生

所有する当行の株式の数
100株取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月	株式会社宣伝会議入社	2021年 4月	三重大学理事 (現任)
2001年 2月	株式会社宣伝会議取締役編集長	2021年 6月	井村屋グループ株式会社社外取締役 (現任)
2012年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学教授	2024年 6月	総合警備保障株式会社 (現ALSO K株式会社) 社外取締役 (現任)
2014年 6月	日本郵便株式会社社外取締役	2024年 6月	株式会社小糸製作所社外取締役 (現任)
2016年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 (現任)	2024年 6月	当行取締役 (現任)
2016年 4月	株式会社宣伝会議取締役メディア・情報統括		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大学の学長等の要職を歴任され、マーケティング、コミュニケーションに関する高い見識を有しており、2024年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏は社外取締役候補者であります。
3. 独立役員の届出について
当行は、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 独立性に関する補足説明について
- (1) 柿崎環氏は、京浜急行電鉄株式会社の社外取締役および日本空港ビルデング株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めており、両社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、同氏は両社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
- (2) 伊東裕氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めており、同社の持株会社であるANAホールディングス株式会社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社グループの年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (3) 江畑佳明氏は、北日本コンピューターサービス株式会社の代表取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行のシステム保守等にかかる経常的な取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (4) 田中里沙氏は、学校法人先端教育機構の理事を務めており、当行は同法人が提供する人材育成プログラムへ参加しておりますが、取引金額は直近事業年度における同法人の年間事業収入の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。また、同氏は、ALSOOK株式会社の社外取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行の警備輸送業務等にかかる経常的な取引がありますが、同氏は同社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 柿崎環氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
- (2) 伊東裕氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
- (3) 江畑佳明氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (4) 田中里沙氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

8. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任期間中に不当な業務執行が行われた事実について

柿崎環氏は、2017年6月から日本空港ビルデング株式会社の監査役を務めた後、2022年6月から同社の社外取締役（監査等委員）を務めております。同社は、同氏の在任中を含め長年にわたり、同社子会社の事業運営に関して特定の個人に利益を与える目的で不適切な行為が行われていたことを、2025年5月に公表し、当該行為に関し、国土交通省より行政指導にあたる嚴重注意を受けました。

同氏は事前には当該行為を認識しておりませんが、当該事実が判明した後においては、同社の監査等委員として、独立した立場で本議案の調査解明にあたり、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底をはかっております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	おおざわ ともゆき 大沢 朋幸 新任	理事	—	—
2	おもてやま きょうこ 面山 恭子 再任 社外 独立	取締役監査等委員 (社外取締役)	14回／14回 (100%)	18回／18回 (100%)
3	おおた よしはる 太田 良治 新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号

1

大沢 朋幸 (おおさわ ともゆき)

新任



生年月日

1965年5月15日生

所有する当行の株式の数
1,800株

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2025年 4月	同	理事経営企画部主計グループ グループリーダー	
2009年 6月	同	証券国際部部长代理			
2010年 6月	同	経営企画部部长代理	2025年11月	同	理事監査等委員会室 マネージャー (現任)
2013年 4月	同	経営企画部次長			
2015年 6月	同	経営企画部副部长			

監査等委員である取締役候補者とした理由

経営企画部副部长、主計グループグループリーダー、監査等委員会室マネージャー等を歴任し、当行グループの財務会計や内部統制に関する豊富な業務経験と知見を有しています。こうした経験や見識を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

面山 恭子 (おもてやま きょうこ)

再任

社外 独立



生年月日

1962年1月28日生

所有する当行の株式の数
700株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

監査等委員会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	弁護士登録	2020年 6月	当行取締役監査等委員 (現任)
1988年 5月	面山恭子法律事務所所長 (現任)		
2005年 4月	秋田弁護士会会長		
2017年 7月	秋田県収用委員会会長		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、2020年6月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

新任

社外 独立

候補者番号

3

太田 良治 (おおた よしはる)



生年月日

1956年1月18日生

所有する当行の株式の数

300株

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	東北電気工事株式会社（現株式会社ユアテック）入社	2017年 6月	同 専務取締役営業本部長
2011年 6月	株式会社ユアテック執行役員 営業本部電気設備部長	2018年 4月	同 代表取締役副社長営業本部長
2014年 6月	同 取締役情報通信本部長	2021年 6月	同 代表取締役社長 社長執行役員
2015年 6月	同 常務取締役営業本部副本部長兼情報通信本部長	2025年 4月	同 取締役
		2025年 6月	同 相談役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東北地方を代表する総合設備エンジニアリング企業の代表取締役を経験されております。企業経営に関する豊富な経験、実績ならびに幅広い見識を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 面山恭子氏および太田良治氏は社外取締役候補者であります。

3. 独立役員の届出について

当行は、面山恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、太田良治氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

4. 独立性に関する補足説明について

太田良治氏は、株式会社ユアテックの相談役を務めており、同社と当行との間には通常の銀行取引のほか、当行の施設・設備等の保守にかかる経常的な取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

面山恭子氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

面山恭子氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、太田良治氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

松井 秀樹 (まつい ひでき) 社外 独立 ※東京証券取引所の定める独立役員 の要件を満たしている候補者



生年月日

1964年10月27日生

所有する当行の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	弁護士登録 (東京弁護士会)	2004年 4月	東京大学大学院法学政治学研究科客員助教授
1990年 4月	森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業) 入所	2015年 8月	株式会社日本人材機構社外監査役
1997年 1月	同 法律事務所パートナー (現任)	2020年12月	株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役 (現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただくことが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 松井秀樹氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 独立役員の届出について
松井秀樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しておりますが、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のルールに従い、同氏が社外取締役に就任する場合には、同取引所への独立役員としての届け出は行わない予定であります。
4. 独立性に関する補足説明について
松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナーであり、同法律事務所と当行の間には顧問契約がありますが、当行の同法律事務所に対する弁護士報酬等の支払額は過去3事業年度平均で年間10百万円未満であること等から、同氏は当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
5. 社外取締役との責任限定契約について
松井秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 役員等賠償責任保険契約の概要について
当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者となっており、松井秀樹氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

(以上)

社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定し、以下の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

- 現在または最近^{(注) 1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
- 1 当行を主要な取引先とする者^{(注) 2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 2 当行の主要な取引先^{(注) 3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注) 4}に限る。）
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
- (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。
 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(2023年4月改正)

取締役候補者の選任プロセス

取締役候補者の選任は、公正かつ透明性を確保する観点から、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による審議を経て、取締役会が決定しております。また、当行は2020年5月に「秋田銀行後継者計画」を策定し、経営トップに求められる人物像、要件、評価項目等を定めており、これに基づく後継者候補の育成状況の監督および評価を指名・報酬諮問委員会が毎年度行っております。

取締役会の構成

当行の取締役会は、中長期的な企業価値の向上に向けてその実効性を確保するため、取締役会全体として必要な知識、経験、能力、多様性を備えることとし、規模を含めて適切なバランスとなるよう構成しております。

当行のスキルマトリックスは次のとおりです。第2号議案ならびに第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会構成において、各氏が有するスキル等のうち、特に期待するものをお示ししております。（各氏が有するすべての知見や経験を表したものではありません。）

就任予定の 地位	氏名	企業経営					地域特性		業種特性		
		企業経営・経営戦略	人事マネジメント	リスクマネジメント	財務・会計	法務	地域活性化	再エネ・環境	事務・IT	企業分析・審査	市場運用
取締役	芦田晃輔	●	●	●	●			●			●
取締役	皆川剛	●	●	●	●		●	●		●	●
取締役	三浦力	●	●				●	●			
取締役	保坂英明		●						●	●	
社外取締役	柿崎環			●		●					
社外取締役 (取締役会議長)	伊東裕	●		●			●				
社外取締役	江畑佳明	●		●					●		
社外取締役	田中里沙		●	●			●				
取締役 (監査等委員)	大沢朋幸			●	●						
社外取締役 (監査等委員)	面山恭子			●		●					
社外取締役 (監査等委員)	太田良治	●		●				●			

取締役会の構成



(注) 第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合

各スキルの内容・選定理由

スキル項目		内容・選定理由
企業経営に必要なスキル	企業経営・経営戦略	持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略の立案・実行および適正な判断を行うためには、企業経営の知識・経験が必要であると考えます。
	人事マネジメント	経営上のマネジメントを適正に行うためには、人事関連の知識・経験が必要であると考えます。
	リスクマネジメント	経営上のマネジメントを適正に行うためには、リスクに関する知識が必要であると考えます。
	財務・会計	財務・会計情報を適切に管理し、正確な財務報告を行うためには、財務・会計の知識・経験が必要であると考えます。
	法務	法令等に基づく業務運営を適切に管理するためには、企業法務等に関する専門性が必要であると考えます。
地域特性上必要なスキル	地域活性化	将来にわたる豊かな地域の実現に向けた戦略を立案・実行するためには、地域活性化・地域課題の解決に関する知識・経験が必要であると考えます。
	再エネ・環境	豊かな地域資源を活かした戦略を適正に立案・実行するためには、再生可能エネルギーや環境関連の知識・経験が必要であると考えます。
業種特性上必要なスキル	事務・IT	銀行業務を適正に運用・管理するためには、事務・IT関連の知識・経験が必要であると考えます。
	企業分析・審査	当行および地域の発展に向けて適正な与信判断および企業支援を行うためには、企業分析・審査の知識・経験が必要であると考えます。
	市場運用	安定的な収益確保に向けて適正な投資判断を行うためには、有価証券運用の知識・経験が必要であると考えます。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスを確立することを目的として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

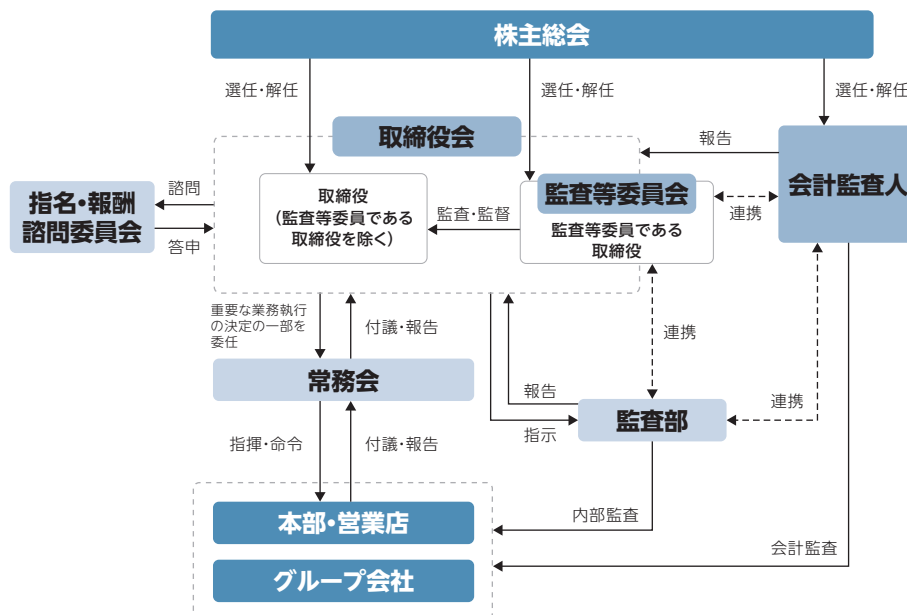
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページをご覧ください。

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf>



● コーポレートガバナンス体制

当行は、コーポレートガバナンスの充実を目的として、2018年6月の第115期定時株主総会における決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会の双方の機能を担っております。



● 取締役会

取締役会は、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略の策定・承認、ガバナンス・内部統制システムの整備、重要な業務執行に関する事項、役員の選任・報酬等を決議し、これらに関する取組みや運営状況について定期的に報告を受けること等により、業務執行状況を監督しております。

● 監査等委員会

監査等委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成しており、取締役の職務執行の遵法性および妥当性の厳正な監視・検証を行っております。常勤の監査等委員は、常務会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システム状況の監視・検証、各部店の業務および財産状況の調査などを通じた監査を実施し、その結果について監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査等の実効性の確保に努めております。

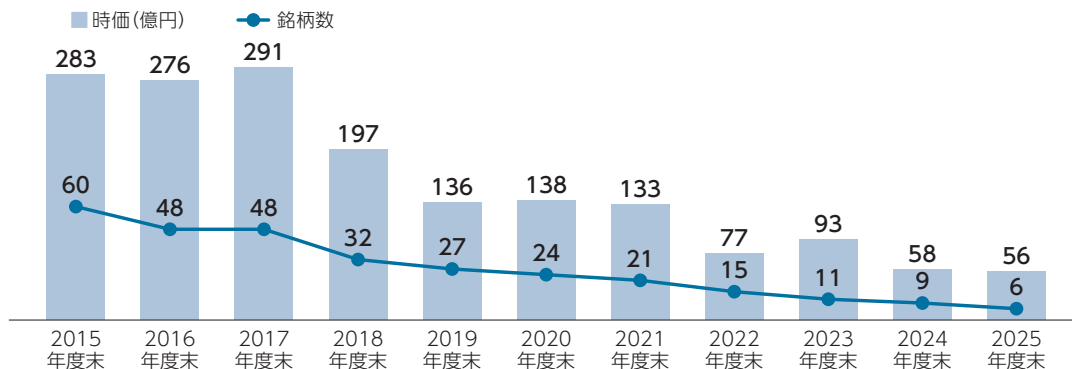
● 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成しており、頭取および役付執行役員の評価、取締役候補および執行役員候補の選任、役員報酬の体系・決定プロセス・役位別の報酬金額等を審議し、取締役会に対して答申を行っております。

政策保有株式の縮減状況

当行は、当行の中長期的な企業価値の向上、または地域経済の発展に資すると認められる場合を除き、政策保有株式は資本効率の向上の観点から縮減していくことを基本方針としております。

政策保有株式（上場株式）の推移



1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a 主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 主要な事業内容

当行グループは、当行および子会社7社で構成され、秋田県内をはじめとする本店・支店等において、銀行業およびその他銀行業に付随する業務を行っております。

また、リース業務、保証業務、クレジットカード業務、地域商社業務、調査・コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務などを展開するグループ各社との連携に加え、秋田県内外、首都圏および台北（台湾）をつなぐネットワークを生かし、地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える質の高い金融・非金融サービスの提供に取り組んでおります。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

国内経済は、一部で弱い動きがみられたものの、景気は緩やかに回復しました。物価高が続くなか、個人消費は、高水準の賃上げ実施による所得増加により底堅く推移しました。設備投資は、好調な企業収益や人手不足を背景としたデジタル化・省力化投資により緩やかに増加しました。輸出は、年度前半に米国による関税引上げ等の影響から自動車などの対米輸出が減少しましたが、年度後半は米国やEU向けで復調の動きがみられたほか、通期でインバウンド需要等のサービス輸出も底堅く推移するなど、横這い圏内の動きとなりました。この間、雇用・所得環境は、緩やかな改善がみられました。

○県内経済環境

県内経済は、物価高や原材料高、人手不足などの影響を受け、景気は全体として回復の動きが足踏みしました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは情報通信技術やハードディスクドライブ市場向けを中心に増加傾向で推移しましたが、機械金属はウエイトの高い輸送機械などで需要が低迷し大きく落ち込みました。需要面では、公共工事は増加基調で推移しましたが、住宅着工は弱い動きが続きました。また、個人消費は、新車販売は弱含みで推移しましたが、大型小売店販売が前年を上回って推移するなど、全体として緩やかな回復がみられました。

○金融環境

金融面では、日本銀行が金融緩和の度合いを調整したことから、短期金利は12月にかけて0.75%程度まで上昇しました。新発10年物国債利回りは、4月から上昇傾向が続き、7月には日米関税交渉の合意を背景に1.6%台まで上昇しました。11月以降は、拡張的な財政政策に対する警戒感から金利上昇圧力が強まり、年明け以降は超長期金利が先行する形で一段と上昇し、2.0%を超える水準で推移しました。日経平均株価は、5月に関税交渉進展への期待感から38,000円台に回復しました。その後も、AI需要を背景としたテクノロジー分野の成長期待、企業の資本効率改善や株主還元強化に加え、財政政策への期待感などを追い風に騰勢を強め、2026年2月には一時59,000円を突破し、史上最高値を更新しました。3月以降は、米国・イスラエルによるイランへの攻撃を契機とした原油価格高騰を背景に、景気および企業業績への懸念が台頭したことから一時50,000円近辺まで急落する場面もみられるなど、乱高下する展開となりました。為替相場については、4月に一時1ドル＝140円を割り込む水準まで急速に円高が進行しましたが、米国の利下げ観測の後退や日本銀行による早期利上げ観測の後退を受けて、7月には150円台まで円安が進みました。その後も円安基調が続き、中東情勢の緊迫化を受けて安全資産としてのドル需要が高まるなか、年度末にかけては一時160円を超える水準まで円安が進行しました。

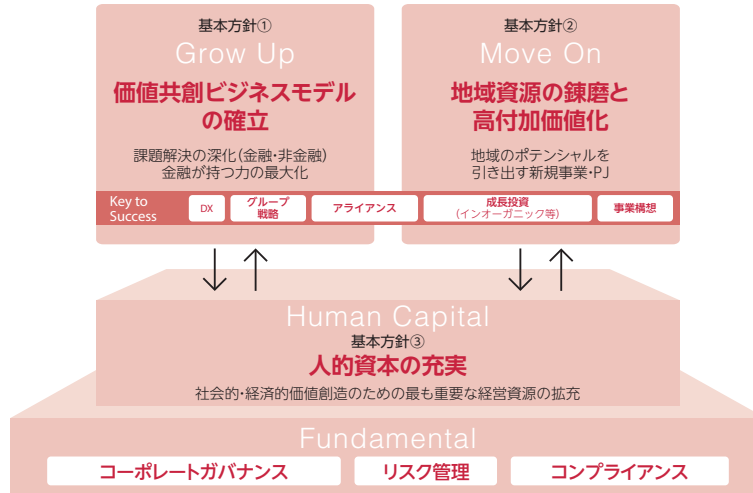
(c) 事業の経過及び成果

当行グループは、「地域共栄」の経営理念のもと、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」ことを基本方針として掲げております。また、2030年を展望する秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』を定め、地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、将来にわたる豊かな地域の実現にチャレンジし続けております。

2025年4月からスタートした3か年の中期経営計画は、グループVISIONの実現に向けた第2フェーズと位置付けており、当年度はその初年度として、3つの基本方針に基づく各種施策に積極的に取り組みました。

2030年グループVISION
価値をつくる。未来へつなぐ。

【地域】【お客さま】【株主】【従業員】にとっての
社会的、経済的価値をともに創造し、未来世代につなぐ



基本方針① 価値共創ビジネスモデルの確立

「価値共創ビジネスモデルの確立」では、2022～2024年度中期経営計画で取り組んできたコンサルティングを軸とした営業活動に、地域課題の解決に向けた取組みにより培ってきた非金融分野の機能や知見を融合し、お客さまにより質の高いコンサルティングを提供することを通じて、一層の収益性向上に取り組みました。

法人のお客さまに対しては、お客さまが営む事業に対する深い理解を起点とした本質的な課題解決に取り組みました。対話や議論を通じて抽出した経営課題に対し、資金調達・ファイナンスに加え、地域商社「詩の国秋田株式会社」を通じた首都圏や海外への販路拡大、秋田県内就職に特化した就活サイト「キャリアピタAKITA」等を通じた人材不足への対応など、多岐にわたる解決支援を行いました。また、事業承継・M&A支援および起業・創業支援など、法人のライフステージに応じた課題解決にも取り組みました。

個人のお客さまに対しては、一人ひとりが思い描く将来の実現を支えるライフパートナーを目指し、ライフプランに応じた最適な商品やサービスの提供・提案に取り組ましました。また、人生100年時代における資産運用に対する意識が高まるなか、世代・テーマ別

のセミナーやイベントを行うなど、幅広い世代を対象とした金融経済教育にも取り組みました。

こうした取組みの結果、連結当期純利益は、前年度比20億円増加の76億円となり、中期経営計画策定当初の最終年度（2027年度）目標である80億円以上の達成に向け、着実に進捗いたしました。

基本方針② 地域資源の錬磨と高付加価値化

「地域資源の錬磨と高付加価値化」では、秋田県に存在する「地域資源」に着目した新規事業やプロジェクトの開発に取り組むことで、域外から事業や人、投資、消費などを呼び込み、新たな事業機会・収益機会を獲得していくことを目指し、当年度は「エネルギー」「農業」「観光」「森林」「教育」分野において、新規事業の開発に向けた調査・検討を進めました。また、秋田県の文化、風土などの地域資源を取材・発信するWebメディア（公式noteアカウント）を開設し、地域資源を新たな価値創出の起点として掘り下げる取組みも開始いたしました。

加えて、人口減少・高齢化が急速に進む秋田県は、日本の他の地方の近未来を示しているとの考えのもと、そうした環境での事業展開や社会課題解決に関心のあるスタートアップ等との価値共創にも取り組みました。2026年2月には、「秋田と岩手は日本の未来実験場」と題し、岩手銀行との共催のもと、地方銀行および地元企業と、スタートアップとの交流イベントを開催し、連携に向けた関係構築を進めました。

基本方針③ 人的資本の充実

人材は最も重要な経営資本であり、職員の「成長実感」をキーワードに、多様な人材がそれぞれの強みを見つけ、成長を感じながら活躍し、お客さまや社会へ貢献し続けられる組織づくりを進めました。

経営戦略と人材戦略を連動させる仕組みの一つとして、人的資本を最大化するための新たな人事制度を導入し、「Will（やりたいこと） Can（できること） Must（やるべきこと）」の考え方を取り入れ、職員がキャリア実現に向けて自律的に取り組む仕組みを構築いたしました。また、職員のスキルを可視化する「スキルマップ」に基づくスキルランクに応じた研修などの学びの機会や、1on1ミーティングの運用改善、所属部署を超えたメンター制度の導入といったコミュニケーション施策の充実をはかり、職員の成長を後押しする環境を整えました。あわせて、2024年度より継続しているエンゲージメントサーベイにより組織の状態を定量的に把握し、働きやすく、働きがいのある職場環

境の構築に向けた改善サイクルを進めました。

こうした取組みの結果、目標とする経営指標の一つである従業員エンゲージメントスコアは、2026年2月時点で56.2となり、エンゲージメントサーベイを開始した2024年8月の50.7から改善いたしました。中期経営計画最終年度である2027年度の目標値58.0以上の達成に向けて、着実に組織づくりが進捗いたしました。

○店 舗

より質の高い金融・非金融サービスの提供と経営効率の向上に向けて、営業体制および店舗ネットワークの見直しに取り組んでまいりました。

2025年度は、秋田市東部地区において、地区内の各営業店の役割・機能を明確にし、各営業店が連携して、お客さまに最適なサービスを提供する「広域営業体制」へ移行いたしました。これにともない、手形北支店および桜支店を秋田東中央支店へブランチインブランチ方式で統合いたしました。

また、人員と地域情報の集約により提案力や専門性の向上をはかるため、南通り支店・楢山支店を秋田駅前支店へ、藤里支店を二ツ井支店へ、それぞれ統合いたしました。

(d) 主要勘定の状況

○総 預 金

公金預金は減少したものの個人預金や法人預金の増加により、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比179億円増加し、3兆2,136億円となりました。

期中平均残高は、前期比35億円増加し、3兆2,131億円となりました。

○貸 出 金

個人ローン、事業先向け貸出、国・地公体向け貸出ともに増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比687億円増加し、2兆1,328億円となりました。

期中平均残高は、前期比1,007億円増加し、2兆1,036億円となりました。

○有価証券

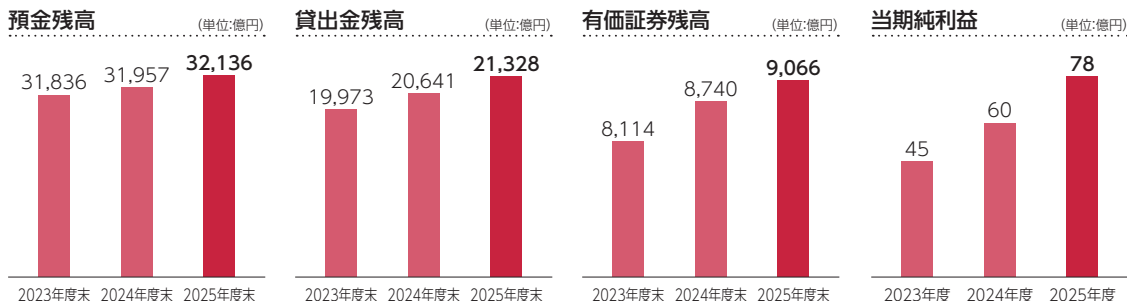
期末残高は、前期末比326億円増加し、9,066億円となりました。

期中平均残高は、前期比822億円増加し、9,424億円となりました。

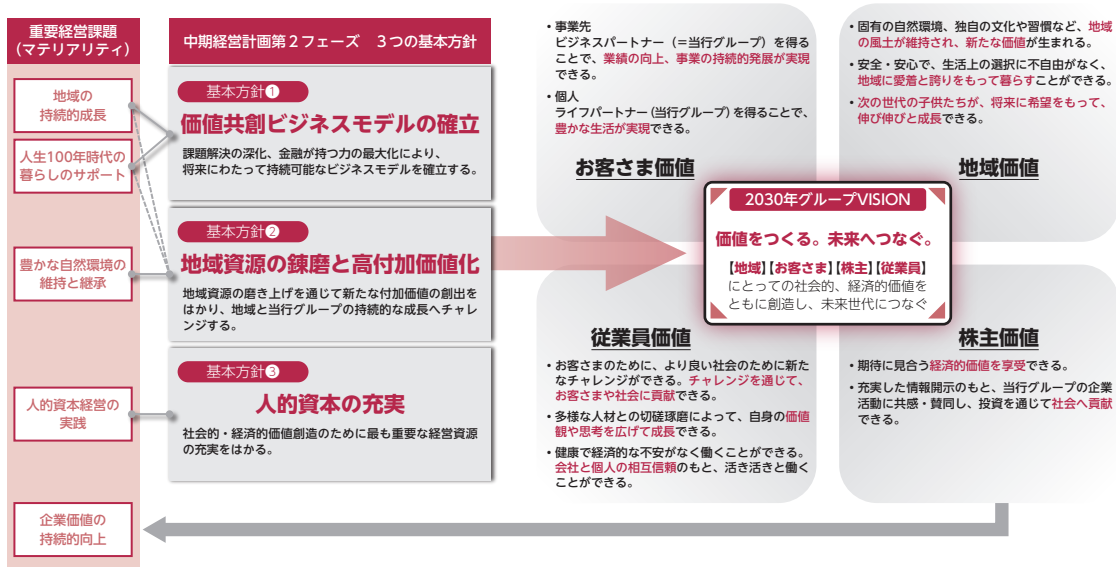
○損 益

経常収益は、資金運用収益の増加により、前期比90億1,600万円増加し、554億1,600万円となりました。経常費用は、支払預金利息の増加と国債等債券売却損・償還損の増加により、71億400万円増加し、441億3,100万円となりました。

この結果、経常利益は19億1,200万円増益の112億8,400万円となりました。当期純利益は18億100万円増益の78億3,800万円となりました。



b 対処すべき課題
マテリアリティ（重要課題）



人口減少・高齢化の進行、人手不足の深刻化、物価上昇の継続、デジタル化の加速に加え、政策金利の段階的な引上げなど、当行グループを取り巻く経営環境は大きく変化しております。当行グループは、こうした環境変化を踏まえ、事業活動を通じて優先的に対応すべき5つの重要経営課題（マテリアリティ）を設定しております。

当年度は、中期経営計画の初年度として、各施策の展開と基盤整備を進めてまいりました。重要経営課題ごとの主な進捗と今後の対処すべき課題への取組みは、次のとおりです。

○ 地域の持続的成長

事業性理解に基づく深い対話を起点として、金融支援に加え、事業承継・M&A、人材の採用・育成など事業の成長を支援いたしました。また、地域商社事業の拡大、起業・創業の促進など、地域課題の解決に向けた取組みを進め、地域の持続的成長の実現に向けたシナジーを追求してまいりました。引き続き、課題解決力の向上とともに、新規事業の具体化に取り組み、シナジーの向上を進めてまいります。

○ 人生100年時代の暮らしのサポート

ライフプランに応じた商品・サービスの提供や金融経済教育の推進を通じて、お客さまの将来設計を支える取組みが着実に進展いたしました。引き続き、資産形成、資産承継、相続対策など多様化するニーズに応え続けていくため、お客さまのライフステージに応じた提案の高度化に加えて、対面・デジタルを組み合わせた接点の拡大に取り組んでまいります。

○ 豊かな自然環境の維持と継承

サステナブルファイナンスの推進や再生可能エネルギー関連事業への支援、森林クレジット販売支援業務の開始、脱炭素経営に関するソリューションメニューの拡充など、地域の脱炭素化・環境保全に向けた取組みを着実に進めてまいりました。引き続き、脱炭素経営に対するお客さまの理解を深め、具体的な行動の促進、CO₂排出量の可視化から削減までを一貫して支援する体制の強化とともに、エネルギー・森林分野における新規事業の具体化に取り組んでまいります。

○ 人的資本経営の実践

新たな人事制度の導入やキャリア形成支援、人材育成施策、エンゲージメント向上に向けた取組みを通じて、職員の成長を支える基盤整備が進展いたしました。引き続き、自律的な学びや挑戦を成果につなげる仕組みづくりを進めるとともに、OJTや専門人材育成、戦略的な人員配置を通じて、専門性・マネジメント力の向上と組織力の強化に取り組んでまいります。

○ 企業価値の持続的向上

情報開示の充実や株主の皆さまとの対話を積極的に進めるとともに、取締役会の実効性向上に取り組み、コーポレートガバナンスの強化は着実に進展してまいりました。引き続き、株主・投資家の皆さまの期待に応える価値を提供するため、さらなる情報開示の充実や対話の深化をはかるとともに、取締役会における監督機能の強化等に取り組んでまいります。

当行グループは、引き続きこれらの重要経営課題への対応を通じて、社会的価値と経済的価値の創出をはかり、グループVISION「価値をつくる。未来へつなぐ。」の実現に向けて取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	3,057,913	3,117,735	3,133,788	3,160,272
定期性預金	958,722	959,336	942,766	927,532
その他	2,099,190	2,158,399	2,191,021	2,232,739
貸 出 金	1,897,857	1,997,302	2,064,173	2,132,846
個人向け	389,515	389,236	396,203	402,627
中小企業向け	619,664	675,803	715,600	749,832
その他	888,677	932,263	952,370	980,386
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	781,453	811,492	874,077	906,600
国 債	46,206	50,936	143,691	178,871
その他	735,247	760,555	730,385	727,729
総 資 産	3,515,460	3,567,118	3,443,096	3,552,155
内 国 為 替 取 扱 高	14,504,035	14,980,846	15,481,807	16,034,620
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 555	百万ドル 439	百万ドル 527	百万ドル 586
経 常 利 益	4,833	6,443	9,372	11,284
当 期 純 利 益	3,366	4,576	6,037	7,838
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 189.33	円 銭 260.13	円 銭 341.60	円 銭 441.27

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,176人
平均年齢	41年 3月
平均勤続年数	18年 4月
平均給与月額	438千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2026年3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
秋田県	81店 <small>うち出張所(1)</small>
北海道	3 (一)
青森県	3 (一)
岩手県	1 (一)
宮城県	3 (一)
福島県	5 (一)
新潟県	1 (一)
東京都	1 (一)
合計	98 (1)

- (注) 1. インターネット支店およびブランチインブランチ方式（1つの店舗で複数の支店が営業を行う方式）による本支店・出張所を除くと、店舗の拠点数は73か所となります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を152か所設置しております。
 3. また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を秋田県内に49か所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当事項はありません。

(注) 1. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の3か所を新設いたしました。

秋田東中央支店手形北出張所 (秋田市)

秋田東中央支店桜出張所 (秋田市)

二ツ井支店藤里出張所 (山本郡藤里町)

2. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の2か所を廃止いたしました。

本荘支店マックスバリュ新西目店出張所 (由利本荘市)

土崎支店イオン土崎港店出張所 (秋田市)

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	688
---------	-----

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築・改修、設備更新	384
ソフトウェアの導入・更新	227
事務機器等の新設・更新	76
現金自動受払機の更新	—

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	420百万円	100.00%	
(株)あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	75	100.00	
(株)あきぎんキャピタルパートナーズ	秋田市山王三丁目2番1号	ファンドの組成・運営業務	50	100.00	
詩の国秋田(株)	秋田市山王三丁目2番1号	地域商社業務	90	88.88	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	50	61.00	
(株)秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	50	60.00	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	50	57.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
- 2 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「秋田あったかネット」）を行っております。
- 8 株式会社青森みちのく銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「A A I ネット」）を行っております。
- 9 株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
- 10 株式会社岩手銀行との間で、包括業務提携（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
芦田 晃 輔	取締役頭取 (代表取締役) イノベーション推進室、リスク統括部および監査部担当		
皆川 剛	取締役 専務執行役員 人事部、営業支援部および営業企画部担当		
三浦 力	取締役 専務執行役員 秘書室および地域価値共創部担当		
保坂 英 明	取締役 常務執行役員 システム部、事務統括部、業務センターおよび審査部担当		
榊 純 一	取締役 (社外)	秋田大学電動化システム共同研究センター長	(注)1、2
柿崎 環	取締役 (社外)	明治大学法学部教授 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）	(注)1、2
伊東 裕	取締役 (社外)		(注)1、2
江畑 佳 明	取締役 (社外)	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 株式会社秋田情報センター代表取締役	(注)1、2
田中 里 沙	取締役 (社外)	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 井村屋グループ株式会社社外取締役 ALSOK株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外取締役	(注)1、2

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
工藤重信	取締役 (常勤監査等委員)		(注)3
面山恭子	取締役 (社外) (監査等委員)	面山恭子法律事務所所長	(注)1、2
長谷部光哉	取締役 (社外) (監査等委員)	長谷部光哉公認会計士事務所所長	(注)1、2、4

- (注) 1. 取締役榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役工藤重信氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役長谷部光哉氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会が定めており、その概要は、以下のとおりです。

なお、以下の概要は当事業年度末時点の内容を記載しております。

当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給するものとしております。

1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つで構成し、次のとおりとする。

(1) 各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として役位別に定める。

(2) 賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、最終的な経営活動の成果である当期純利益を勘案した賞与支給率を取締役会において決定し、これに応じて各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の役位別に取締役会が定めた額の金銭を毎事業年度終了後の所定の時期に支給する。

(3) 業績連動型株式報酬は、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（財務指標および非財務指標）の目標達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

(4) 報酬等の種類別の割合については、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、総額を勘案のうえ決定する。

- 2 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）
「基本報酬」のみとし、その職務に鑑み固定のものとして定めた額の金銭を毎月支給する。
- 3 監査等委員である取締役
監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。

なお、2025～2027年度の中期経営計画期間内においては、財務指標にROE（連結）、非財務指標に従業員エンゲージメントスコアを採用しております。

また、取締役の報酬等の決定方法については、次のとおり定めております。

- 1 取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「指名・報酬諮問委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。
- 3 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当行においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「指名・報酬諮問委員会」において審議され、取締役会に答申されました。取締役会において同答申に基づき決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等
			固定報酬	賞 与	役員報酬 B I P 信託	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	11名	149	117	20	12	—
取締役（監査等委員）	3名	25	25	—	—	—
計	14名	175	142	20	12	—

(注) 1. 上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2025年6月25日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第118期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額180百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は4名）であります。

2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額55百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名であります。

また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬B I P 信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、3事業年度ごとに120百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。なお、2025年6月25日開催の第122期定時株主総会決議において、業績達成条件の内容を変更しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名であります。

3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、財務指標としてR O E（連結）、非財務指標として従業員エンゲージメントスコアであり、当該業績指標を選定した理由は、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、賞与については当期純利益の実績等により賞与支給率と役位別に定めた額を算定し、役員報酬B I P 信託については役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における業績目標（財務指標および非財務指標）の目標達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」から算定するものです。

4. 業績連動報酬等の額の算定に用いた各業績指標の目標および実績は、以下のとおりです。

指 標	2024年度実績	2025年度実績	2027年度目標 [※]
R O E (連結)	3.44%	4.59%	4.5%以上
従業員エンゲージメントスコア	52.6点	56.2点	58点以上

※2027年度目標は、2025年3月に策定した当初の中期経営計画の目標を記載しております。

5. 2025年6月25日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金3百万円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および執行役員	<p>当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。</p> <p>なお、当該保険料は、全額を当行が負担しております。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
榊 純 一	秋田大学電動化システム共同研究センター長
柿 崎 環	明治大学法学部教授 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）
伊 東 裕	該当ありません。
江 畑 佳 明	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 株式会社秋田情報センター代表取締役
田 中 里 沙	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 井村屋グループ株式会社社外取締役 ALSOK株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外取締役
面 山 恭 子	面山恭子法律事務所所長
長 谷 部 光 哉	長谷部光哉公認会計士事務所所長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行およびグループ各社との間における2025年度の取引額は、同社売上高および当行連結粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役 榊 純一	7年9か月	当期開催の取締役会14回全てに 出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に技術分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 柿崎 環	4年9か月	当期開催の取締役会14回中13回 出席	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授としての専門的知見から発言を行っており、特に内部統制やコーポレートガバナンスについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 伊東 裕	2年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出 席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に上場会社の取締役としての経験や地域活性化についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、取締役会議長として、取締役会参加者へ発言を促すなど取締役会における議論を主導しております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 江畑 佳明	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出 席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表するシステム開発・販売事業会社の経営者としての経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役 田中 里沙	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	専門的知見から発言を行っており、特にマーケティングやコミュニケーションについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 面山 恭子	5年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会18回全てに出席	弁護士としての専門的知見から発言を行っており、特に法律分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 長谷部光哉	3年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会18回全てに出席	公認会計士、税理士としての専門的知見から発言を行っており、特に企業会計や税務等についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	32	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	68,745千株
	発行済株式の総数	18,093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 13,125名

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,531千株	8.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	834	4.64
明治安田生命保険相互会社	804	4.47
秋田銀行職員持株会	779	4.33
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	449	2.50
日本生命保険相互会社	437	2.43
住友生命保険相互会社	344	1.91
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	231	1.28
株式会社十文字チキンカンパニー	224	1.24
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 505001	180	1.00

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（114,170株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 鶴見 将史	62	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は62百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第123期 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常収入	益		55,416
資金運用	収益	42,986	
貸出証券	利息	25,187	
有価証券	配当	14,521	
預金	利息	1,499	
その他	利息	1,742	
引当金	受入	36	
役員受取	等収益	6,491	
その	他業務	1,756	
その他	業務	4,735	
外国債	等	123	
外国債	等	13	
外国債	等	0	
外国債	等	109	
外国債	等	0	
その他	経常	5,813	
貸倒引当	金	282	
株式	債権	0	
株式	債権	4,355	
株式	債権	28	
株式	債権	1,146	
経常費用	費用	7,678	44,131
預金	利息	5,711	
預金	利息	227	
預金	利息	46	
預金	利息	41	
預金	利息	326	
預金	利息	521	
預金	利息	803	
役員支払	等費用	2,782	
その	他業務	193	
その他	業務	2,589	
外国債	等	11,503	
外国債	等	7,757	
外国債	等	3,740	
外国債	等	6	
営業	経常	21,066	
営業	経常	1,099	
営業	経常	480	
営業	経常	10	
営業	経常	608	
経常利益	利益		11,284

(単位：百万円)

科 目		金 額
特 別 利 益	処 分 益	0
特 別 利 益	処 分 損 失	546
固 定 資 産	減 価 償 却	115
固 定 資 産	減 価 償 却	431
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	10,738
法 人 税 等	法 人 税 等	2,247
法 人 税 等	法 人 税 等	651
法 人 税 等	法 人 税 等	2,899
法 人 税 等	法 人 税 等	7,838

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	369,134	預渡性預金	3,156,067
コールローン及び買入手形	101,454	コールマネー及び売渡手形	50,808
買入金銭債権	6,064	債券貸借取引受入担保金	366
有価証券	903,759	借入金	10,862
貸出金	2,125,529	借入金	141,868
外国為替	2,884	外国為替	204
その他の資産	35,492	その他の負債	21,390
有形固定資産	17,325	役員賞与引当金	20
建物	6,146	退職給付に係る負債	164
土地	9,287	役員退職慰労引当金	28
リース資産	3	株式給付引当金	116
建設仮勘定	124	睡眠預金払戻損失引当金	148
その他の有形固定資産	1,764	偶発損失引当金	775
無形固定資産	919	繰延税金負債	4,707
ソフトウェア	780	再評価に係る繰延税金負債	1,491
その他の無形固定資産	138	支払承諾	8,493
退職給付に係る資産	20,757	負債の部合計	3,397,512
繰延税金資産	315	(純資産の部)	
支払承諾見返	8,493	資本金	14,100
貸倒引当金	△15,312	資本剰余金	9,212
投資損失引当金	△0	利益剰余金	141,452
		自己株式	△774
		株主資本合計	163,991
		その他有価証券評価差額金	△3,743
		繰延ヘッジ損益	5,402
		土地再評価差額金	2,857
		退職給付に係る調整累計額	10,042
		その他の包括利益累計額合計	14,558
		非支配株主持分	754
		純資産の部合計	179,304
資産の部合計	3,576,817	負債及び純資産の部合計	3,576,817

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		61,062
資金運用収益	42,569	
貸出金利息	25,125	
有価証券利息	14,164	
コールローン利息及び買入手形利息	1,499	
預け金利息	1,742	
その他の受入利息	37	
役務の引当金戻入益	7,348	
その他の業務収益	5,410	
その他の経常収益	5,734	
貸倒引当金戻入益	198	
償却の債権取立益	0	
その他の経常収益	5,536	
経常費用		49,815
資金調達費用	7,693	
預渡金利息	5,703	
譲渡性預金利息	223	
コールマネー利息及び売渡手形利息	46	
債券貸借取引支払利息	41	
借入金利息	353	
金利スワップ支払利息	521	
その他の支払利息	803	
役務の引当金戻入益	2,565	
その他の業務費用	16,484	
その他の経常費用	21,900	
その他の経常費用	1,171	
経常利益		11,246
特別利益		1
特別損失	1	546
固定資産処分損失	115	
減損	431	
税金等調整前当期純利益		10,702
法人税、住民税及び事業税	2,358	
法人税等調整額	628	
法人税等合計		2,987
当期純利益		7,714
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		7,692

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	工藤重信
監査等委員	面山恭子
監査等委員	長谷部光哉

(注) 監査等委員 面山恭子および長谷部光哉は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



交通のご案内

- JR奥羽本線
- JR羽越本線

「秋田駅」

西口

バスターミナルから路線バスで約10分、
「山王十字路（竿燈大通り側）」下車

お願い▶ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。